

子どもの権利委員会第 78 会期閉幕

2018/06/01

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 78 会期が閉幕した。今日の会合では、アルゼンチン、アンゴラ、アルジェリア、モンテネグロ、ロシア、レソト、ノルウェーの報告書に対する最終見解と勧告が採択された。閉会の言葉の中で委員長は、個人通報に関する選択議定書の締約国は、会期中にボスニア・ヘルツェゴビナとスロベニアが批准したことにより 39 カ国になったと報告した。今会期では 4 件の個人通報の審理も行われ、1 件が条約違反、1 件が受理不能、2 件が審理打ち切りとなった。さらに、少年司法における子どもの権利に関する一般勧告 10 号 (2007 年) の改正作業、9 月 28 日に予定されている一般討論「人権擁護者としての子どもの保護とエンパワー」の準備も行われた。第 79 会期は 9 月 17 日～10 月 5 日に開催され、エルサルバドル、日本、東ティモール、モーリタニア、ニジェールの報告書が審査される予定である。

強制失踪委員会第 14 会期閉幕

2018/06/01

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 14 会期が閉幕した。今会期で委員会は、ホンジュラス、オーストリア、アルバニアの代表と建設的に対話し、それぞれの報告書に関する最終見解と勧告を採択した。会期中には、失踪者を捜索・発見する義務に関わる問題の検討と、この問題に関するガイドライン作成を担当する作業部会を設置した。また、国際法委員会が起草した人道に対する罪に関する条約案について討議し、国際法の漸進的発展の重要性に言及する声明を採択した。さらに、人権条約機関議長と人権擁護活動家に関する特別報告者が作成した共同声明に対する支持を明らかにした。加えて、委員会の年間開催期間を 5 週間とする要望をあらためて表明した。第 15 会期は 11 月 5～16 日に開催され、日本とポルトガルの報告書が審査される予定である。なお、委員会は第 14 会期中に、日本とポルトガルに関する課題リストも採択した。

世界環境デーに向けて人権専門家が共同声明

2018/06/01

国連人権高等弁務官事務所

6月5日の世界環境デーに向けて、国連環境計画事務局長と人権・環境に関する特別報告者が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。人権と環境の相互依存性は否定できないものとなった。健全な環境は人権の完全享受に必要であり、同時に、情報・参加・救済などの権利や表現・結社の自由は健全な環境の保護に不可欠である。また、持続可能な開発の達成のためには、環境そのものと、環境に依存する権利の両方の保護が根本的に重要であることが認識されなければならない。健全かつ持続可能な環境の権利は100カ国以上の憲法で規定され、さらに多くの国の法律や地域協定で認められている。この権利は生命・健康・適切な生活水準の権利などの他の人権に内在するとも考えられている。人権理事会は、人権と環境との相互依存性を強調する決議を採択し、国連環境計画は、人権に基づく環境政策を促進する取組みを公表した。今こそ国連はさらなる措置をとるべきである。

国際アルビニズム啓発デーに向けて専門家が声明

2018/06/11

国連人権高等弁務官事務所

6月13日の国際アルビニズム(白皮症)啓発デーに向けて、アルビニズムの人々の人権に関する独立専門家が声明を発表した。内容は以下のとおり。14歳のアルビニズムの少女が昨年12月にケニアの小学校の試験で最高点をとり、また、6人のアルビニズムの女性が現在、キリマンジャロ登頂の準備している。こうした成果や行動を祝福したい。アルビニズムの人々は能力が劣るという迷信や偏見が今なお存在し、彼らは教育における差別、根深いいじめ、合理的配慮の欠如などにさらされている。攻撃され、殺害され、四肢を切断されているアルビニズムの人々のことを我々は考えるべきである。残虐行為を終わらせるための取り組みも行われている。闘いは続くが、着実に前進している。誰一人取り残さないという2015年の国連全加盟国の誓約に照らし、アルビニズムの人々の人権享受のために、すべての関係者は彼らを支援しなければならない。困難はあるが、必ずや乗り越えられる。

強制失踪委員会 緊急行動 500 件に達する

2018/06/13

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会の緊急行動手続に基づく登録件数が 500 件に達した。2010 年の強制失踪条約発効以降、緊急行動件数は着実に増加している。緊急行動の実務では、委員会は強制失踪の情報を受理した時に、関係国、被害者の家族や代理人に連絡をとる。迅速な介入が鍵である。彼らを 24 時間も待たせることは許されない。委員会・関係国・緊急行動の要請者とのやりとりは、失踪者が発見されるまで続けられる。このやりとりこそが緊急行動の核心である。委員会はまた、関係国に対して、失踪者とのつながりや捜索が原因で危険な状況にある人々を保護するための措置をとるよう求める。委員会の目的は、関わりのあるすべての人々を助け、各国が強制失踪条約上の義務を履行するための指針を提供することにある。この義務の中には、強制失踪の再発防止も含まれている。強制失踪委員会副委員長は、緊急行動手続は強制失踪条約の最大の革新的特徴の一つであると述べている。

人権理事会開催の予定

2018/06/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第38会期が6月18日～7月6日に開催される。ゼイド人権高等弁務官が開会の挨拶を行うが、8月に辞任する本人にとって、今回が最後の会期となる。この会期では、24の人権専門家・グループから提示された100以上の報告書が検討される。また、ハンセン病患者に対する差別撤廃に関する特別報告者など、多くの人権専門家が発言する。注目すべき議題の1つは、ジェンダー平等と女性に対する暴力・差別であり、特別報告者や作業部会代表が発言する予定である。女性の人権に関する例年の全日討論では、デジタル空間と情報通信技術へのアクセスが重点的に討議される。国内避難民指導原則25周年祝賀行事も行われる。加えて、9つの一般討論(すべての人権の促進・保護、理事会が留意すべき人権状況、人権機関・制度、普遍的定期審査制度、ウィーン宣言・行動計画のフォローアップ・実施、人種主義・人種差別、技術支援・能力構築など)も予定されている。

国際高齢者虐待啓発デーに向けて専門家が声明

2018/06/14

国連人権高等弁務官事務所

6月15日の国際高齢者虐待啓発デーに向けて、高齢者の人権に関する独立専門家が声明を発表した。内容は以下のとおり。多くの高齢者には親族や信頼している人から虐待を受ける危険性があるが、明らかな兆候がある場合でも、ほとんどの虐待は察知されない。特に経済的虐待は蔓延しているが、人目につかない。社会の高齢化に伴い、問題は劇的に増加すると予想される。虐待者の多くが家族であり、問題はとりわけデリケートである。経験を積んだ専門家でさえ適正な金銭授受と経済的搾取を見分けるのは難しい。経済的虐待を含め、高齢者に対する虐待の報告は少なく、データは乏しい。その原因の一部には、高齢者の家族に対する信頼、羞恥、困惑、報復で愛情や介護を受けられなくなるとの恐れがある。経済的虐待を止めさせる方法の一つは報告することである。あなたが気遣う人に対する虐待を疑う時は、声を上げてもらいたい。

人権理事会第 38 会期開幕

2018/06/18

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 38 会期が開幕した。開会の挨拶を行った人権理事会理事長は、マーシャル諸島、サモア、トンガなどの小島嶼開発途上国 8 カ国の代表が、技術支援基金の支援を受けて今会期に参加することを歓迎すると述べた。また、人権理事会を含めて国連は、セクハラなどのハラスメントに対してゼロ容認の立場をとっているとし、理事会とのつながりが原因で生じる市民社会・国内人権機関に対する報復・脅迫については、すべての申立てを調査する意向であると強調した。続いて、8 月に任期終了になるゼイド人権高等弁務官が、最後となる開会の挨拶を行い、人権高等弁務官事務所は力強い組織であり、膨大な業務に全力で取り組んでおり、強い逆風を受けながらも前進していると述べた。さらに、英国とカタールの高官が演説を行い、それぞれゼイド人権高等弁務官の業績を称え、感謝の意を述べた。

ゼイド人権高等弁務官 人権理事会開会で挨拶

2018/06/18

国連人権高等弁務官事務所

ゼイド人権高等弁務官が人権理事会第 38 会期開会の挨拶を行った。内容は以下のとおり。現在、世界人権宣言とそれに続く人権法のすべてが、暴力的過激主義者や独裁的指導者、扇動政治家などによる大きな攻撃の対象となっている。歴史をみると、世界を危険にさらす最も破壊的な力は熱狂的な愛国主義であった。国連はその再生を防止するために存在すると考えられている。熱狂的愛国主義は国連の対極にあり、敵対するものである。我々はその再生を許し、沈黙してはならない。政府が尊大な価値観を公然と示し、国粋主義に誇りをもつようになるにつれて、公共の利益、普遍的権利、普遍的な法・制度は露骨に攻撃されるようになる。国際人権法をはじめとする国際的な制度・規則に対する攻撃が激化すればするほど、さらなる被害が大幅に高まる。国連全体が力強く信念をもって声を上げなければならない。皆さんには共通の利益と普遍的な人権法のために一層活動してもらいたい。

人権理事会 性的指向、集会・結社の自由を討議

2018/06/18

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、性的指向・自認に基づく暴力の問題が討議され、発言者は、伝統的文化的価値が人権の否定を正当化するために利用されてはならないと主張した。また、性的指向・自認に基づく憎悪・差別を禁止した法改正を歓迎し、世論を変え、政府に圧力を加え行動を起こさせるために必要な条件を挙げた。集会・結社の自由に関する討議も行われ、この問題に関する特別報告者は、公共の秩序と国の安定のために集会の権利を制限するという議論もあるが、市民社会は安定した社会を築く上で鍵となる要素であり、市民社会や地域人権保護制度との協力が必要であると強調した。発言者は、平和的な集会・結社の権利は民主主義の柱であり、市民社会の役割は連帯と良い統治を促進するうえで不可欠であると主張した。また、集会・結社の権利との関連で LGBTI など周縁化された弱者が処罰を受けている現状も問題にされた。

人権理事会 性的指向・性自認に基づく暴力に関する専門家が発言

2018/06/18

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が、人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。多くのLGBTの人々がその人の本質や愛情の対象を理由に非常に残酷な扱いを受けている。この事実を否定することは、彼らの尊厳と世界の良心を攻撃するに等しい。彼らの保護に反対することは、正論と正義の否定である。暴力と差別の根本には差別的な法・規則によって強められ、凝り固まった偏見と差別がある。世界人口の約半数の30億以上の人々が、性的指向に基づいて市民を処罰する法や措置が存在する国々で暮らしている。この問題を認識し、効果的な対応策を講じることで、大きな変化が生じる。世界人権宣言は、世界における自由・正義・平和の基礎は人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等を承認することであると明確に規定している。各国のすべての人々に対して、暴力・差別を受けている人々の証言に耳を傾け、行動するよう促したい。

人権理事会 健康、ハンセン病を討議

2018/06/18

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、健康の権利に関する特別報告者が発言し、自由の剥奪は精神の健康と福祉の権利に悪影響をもたらすこと、収監や抑留は健康の権利の実現を妨げるだけでなく、結核などの感染症のまん延を引き起こす可能性があることを指摘した。ハンセン病患者と家族に対する差別に関する特別報告者も発言し、2016年には21万5千人が新たにハンセン病にかかり、そのうち9%が子どもであったこと、ハンセン病患者とその家族は市民的・政治的・経済的・社会的権利を奪われてきた歴史があり、今なお尊厳と基本的人権を否定されていることに言及した。討議で発言者は、抑留は心身の健康に悪影響をもたらすとの指摘を支持し、若者の抑留を減らし、リハビリに転換するよう求め、抑留状況の改善に最優先に取り組むべきであると主張した。また、ハンセン病が放置され、ハンセン病患者が偏見の対象となっていることに懸念を示した。

人権理事会 国際連帯、教育の権利を討議

2018/06/18

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権と国際連帯に関する独立専門家が発言した。2005年に独立専門家が任命されて以降、担当者は世界中の人権と国際連帯の促進、国際協力と連帯に関する討論、各国訪問、国際連帯の権利に関する宣言案の作成・討議・提示に貢献してきたと説明し、現在の優先テーマの1つは、難民・庇護希望者の流出などの移住問題と国際連帯との交差を検討することであると述べた。また、教育の権利に関する特別報告者も発言し、10億人以上の人々が教育の権利を享受できない状況に懸念を示した。そして、各国政府に対して、「持続可能な開発目標」の目標4と「仁川宣言」における政治的約束を国内の教育法と教育政策で明確に実現するよう求めた。さらに、教育改革の状態は、利用可能性(availability)、利用の容易さ(accessibility)、受入れ可能性(acceptability)、適用可能性(adaptability)の4つの“A”を通して測ることができることに言及した。

人権理事会 健康の権利に関する専門家が発言

2018/06/19

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。公共の安全、倫理、公衆衛生の名の下で、監禁や自由の剥奪が行われている。監禁が軽犯罪や非暴力犯罪、公衆衛生の問題への対応の標準となっており、これは受け入れがたい。性的指向・HIV・障がい・性労働・感染症などを理由に監禁されることがあってはならない。結核は患者の隔離だけでは減少しないものであり、患者は隔離されることによって適切な治療やサポートを受けられず、感染の蔓延が加速することになる。女性が法律によって中絶などの性・生殖の健康に関する製品・サービス・情報へのアクセスを制限され、監禁されるケースも増えている。また、子どもと障がい者の監禁は廃止すべきである。健康の権利に照らせば、人々を監禁することが不当・侮辱であることは明らかである。これまでの社会・行動・公衆などに関わる健康問題への一律の対応を改めるべきである。

人権理事会 ハンセン病に関する専門家が発言

2018/06/19

国連人権高等弁務官事務所

ハンセン病患者とその家族に対する差別撤廃に関する特別報告者が、人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。各国政府は今こそ、ハンセン病患者とその家族が被っている広範で組織的・重層的・制度化された差別の撤廃のために行動すべきである。数え切れないハンセン病の人々が終わりのない暴力・虐待・差別、家庭・コミュニティ・法や制度からの排除に直面している。2016年の新たな患者数は214,783人であった。ハンセン病は治癒可能であるにもかかわらず、不幸にも彼らは社会的差別のために、重い障がいを負うこともある。差別的な法律は今なお20カ国以上で存在する。各国政府はこうした法律を廃止するだけでなく、権利に対する構造的障壁、差別を永続させている宗教信念・イデオロギー・文化的慣行・誤解などにも取り組むべきである。また、ハンセン病患者とその家族に対する差別撤廃に関する原則・指針を効果的に実施するよう求めたい。

人権理事会 高等弁務官の報告について討議

2018/06/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、昨日のゼイド人権高等弁務官の報告に関する一般討論が行われた。各国の代表は、人権の促進・保護に対する人権高等弁務官の取組みに感謝の意を述べ、後任者の選任が透明な手続の下で行われることを求めた。また、難民危機など世界中で人権状況が悪化し、一層の技術支援と能力構築の努力が求められており、こうした事態に対応するために、人権高等弁務官事務所への適切な資金提供が必要であると述べた。さらに、理事会の特別手続担当者が任務の枠を超えて行動し、政治的な報告書を提出していると指摘し、遺憾の意を示す発言もあった。日本政府代表も発言し、人権高等弁務官事務所の役割が重要性を増していること、アジア太平洋地域で自由が抑圧されていることに言及し、日本政府は他の国々と共に国連憲章と世界人権宣言の基本原則の促進に努めていると説明した。また、高等弁務官の後任者選任が透明な方法で行われるよう願うと述べた。

人権理事会 国際連帯、教育の権利を討議

2018/06/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、昨日に続き、人権と国際連帯に関する独立専門家が発言し、国際連帯に対するポピュリズムの脅威を警告し、人権に基づく連帯の重要性を訴えた。教育の権利に関する特別報告者も発言し、教育の中央集権化を排除し、親・教員その他の関係者の意見に耳を傾ける必要性を強調した。国際連帯に関する討議では、協力は人権諸原則に基づかなければならないこと、開発・貧困削減・気候変動緩和や「2030 アジェンダ」の実施のために国際連帯が極めて重要であること、移住・難民に関するグローバル・コンパクトに関する交渉では国際連帯の検討も必要であることなどが主張された。教育の権利に関する討議では、2億6,300万人の子ども・青少年が修学・卒業の機会を得られず、特に少女・障がいのある子ども・貧困状態にある子どもが十分な教育を受けられないこと、普遍的教育確保のための継続的な活動が必要であることなどに言及があった。

人権理事会 超法規的処刑、表現の自由を討議

2018/06/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告者が発言した。同氏は、武装した非国家主体も国際法上の義務を負うが、無数の違反を犯していると指摘し、武装集団も生命の権利の尊重、女性・子どもに対する暴力の絶対禁止などに従わなければならないと強調した。また、イラクとエルサルバドル訪問にも言及した。この会合では、意見・表現の自由の促進・保護に関する特別報告者も発言した。同氏は、前回の報告以降、世界中で表現の自由に対する攻撃が増えており、ジャーナリストやメディア関係者に対する暴行・殺害、ソーシャルメディアなどで表現する個人に対する圧力の高まり、平和的な集会で意見を表明するスペースの縮小、政治選挙前の発言に対する制限など、表現の自由が侵害されていると訴えた。また、メキシコとリベリア訪問について報告を行った。

人権理事会 意見と表現の自由に関する専門家が発言

2018/06/19

国連人権高等弁務官事務所

意見と表現の自由の促進・保護に関する特別報告者が、人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。政府は自由な表現の場を提供するインターネットの力を低下させてはならない。しかし、政府はしばしばオンライン上の表現の自由に対して直接脅威を加え、政府・宗教・公的制度に対する批判を処罰し、また、違法な掲載内容を判断する責任をインターネット企業に負わせている。政府は、内容の合法性の決定に関して裁判所などの当局の役割を強化し、また、インターネット企業に削除させている掲載内容について、さらに情報開示すべきである。インターネット企業は現代の発言の監視者でもあり、その基準と行為は人権問題を引き起こす。インターネット企業に対して、あらゆる段階での透明性確保のための抜本的取組みに着手し、第三者による人権遵守の監視を含めて説明責任を果たすよう求める。政府はオンライン上の表現の自由が確保される政策をとらなければならない。

人権理事会 極度の貧困に関する専門家が発言

2018/06/19

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困と人権に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。国際通貨基金(IMF)は、緊縮政策の矢面に立たされている低所得で弱い立場の人々の保護のためにさらに活動すべきである。IMFにとって、これまでは恵まれない人々の援助活動は本務ではないが、IMFが今後の世界の課題に効果的に対応するためには、違った取り組み方が必要である。IMFは金融政策に関してだけでなく社会保護に関しても大きな影響力を持つが、実際の活動は立ち遅れている。しばしば社会保護の対象に極貧状態にある人々は含まれず、比較的裕福な人々が給付を受けている。IMFは最低限のセーフティネットを形式的に約束するのではなく、社会保護に真剣に取り組むべきである。IMFはまた、職員の多様性を確保し、さらに、外部の意見も考慮に入れ、各国に助言を行う際には、その国の民主的意思決定を損なうことがないように留意すべきである。

人権理事会 超法規的処刑、表現の自由を討議

2018/06/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、超法規的処刑について討議が行われた。発言者は、武力紛争における非政府主体の犯罪に関して国際法に不備があること、誰が犯行者であるかにかかわらず、人権侵害の責任は追及されなければならないこと、責任に関する枠組み整備が必要であることなどを主張した。意見・表現の自由についても討議が行われた。発言者は、インターネットの掲載内容を人権に基づいて規制する方法、ソーシャルメディア企業がインターネット上に人種主義・外国人排斥集団が出現するのを阻止する方法を論じた。また、情報通信企業の業務のあらゆる段階で透明性を確保する必要性を強調した。インターネット犯罪に関する法が言論制限・内容規制のために利用される危険性を指摘する発言、インターネット上の表現の絶対的自由に異議を唱える発言などもあった。なお、会合の冒頭では、昨夜アメリカが表明した人権理事会離脱の決定について、理事長が声明を述べた。

人権理事会 女性に対する暴力、移住者の人権を討議

2018/06/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、女性に対する暴力、移住者の人権に関する特別報告者がそれぞれ発言した。続いて討議が行われ、女性に対する暴力について発言者は、女性に対するオンライン上の暴力を禁止・処罰することが重要であり、あらゆる形態の暴力・差別に対して非寛容の文化を推進する必要があると主張した。また、特別報告者に対して、オンライン上の暴力への対抗方法に関する勧告を作成すること、成功例の情報を提供すること、この問題に対処するための地域メカニズムを作ることを求めた。日本政府代表も発言し、デジタル空間を含めて女性に対するあらゆる形態の暴力撤廃に努めていると述べた。移住者について発言者は、押し戻し政策を導入する国が増えているが、帰還は望ましい選択肢ではなく、居住資格の改正、流動化の促進、国籍の付与など、他の方法を検討する必要があることなどを主張した。

人権理事会 女性差別、人身売買を討議

2018/06/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、女性差別に関する作業部会議長が発言した。同氏は、独裁政治体制、経済危機、不平等の急増、宗教の政治化が、実質的ジェンダー平等を確保するための難題となっていること、女性差別の撤廃に成功し、完全な平等を達成した国はなく、これまでの成果を守り、女性の権利を緊急に向上させる必要があること、一夫多妻制、児童婚、女性性器切除、名誉殺人などの慣行はいかなる社会にも存在してはならないこと、女性人権擁護活動家の声に耳を傾けなければならないことなどを主張した。人身売買に関する特別報告者も発言した。同氏は、移住における人身売買の被害者・潜在的被害者の早期発見と支援が今なお十分でないこと、移住の問題がますます法執行の枠組みの中で捉えられ、制限的な移住政策が正当化されていること、早期発見・保護などの革新的モデルがグローバル・コンパクトで規定される必要があることなどに言及した。

人権理事会 女性に対する暴力に関する専門家が発言

2018/06/20

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。インターネット上の女性に対する暴力という新たな暴力形態が生じているが、ほとんどの政府がデジタル空間の暴力を現実の暴力として認識していない。具体的な国内法と政策が緊急に必要である。適切な人権保護を伴わない情報通信技術の利用によって、ジェンダー差別が拡大し、女性・少女に対する暴力が増加する可能性がある。オンライン上の女性に対する暴力の撤廃に向けて政府と民間企業が協力し、しかるべき注意を払って初めて、被害者とサバイバーは透明・迅速な対応と効果的な救済を得ることができる。人権擁護活動家、ジャーナリスト、LGBT、障がいのある女性・少女、先住民族には、とりわけ注意を要する。政府には、この新たな形態の暴力を防止・保護・起訴・処罰・救済する法を制定する責任と義務がある。かかる法は、女性差別撤廃条約などの国際法に基づくべきである。

人権理事会 女性に対する暴力に関する専門家が発言

2018/06/20

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。インターネット上の女性に対する暴力という新たな暴力形態が生じているが、ほとんどの政府がデジタル空間の暴力を現実の暴力として認識していない。具体的な国内法と政策が緊急に必要である。適切な人権保護を伴わない情報通信技術の利用によって、ジェンダー差別が拡大し、女性・少女に対する暴力が増加する可能性がある。オンライン上の女性に対する暴力の撤廃に向けて政府と民間企業が協力し、しかるべき注意を払って初めて、被害者とサバイバーは透明・迅速な対応と効果的な救済を得ることができる。人権擁護活動家、ジャーナリスト、LGBT、障がいのある女性・少女、先住民族には、とりわけ注意を要する。政府には、この新たな形態の暴力を防止・保護・起訴・処罰・救済する法を制定する責任と義務がある。かかる法は、女性差別撤廃条約などの国際法に基づくべきである。

世界難民の日 マイノリティに関する専門家が声明

2018/06/20

国連人権高等弁務官事務所

世界難民の日に際し、マイノリティに関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。世界では毎分、20人の様々な地理的・人種的・言語的・宗教的背景を持つ人々が、憎悪や紛争のために故郷を去ることを強いられている。彼らのほとんどがマイノリティで、弱い立場にあり、周縁化されている。今こそ共感と連帯感を持って活動し、団結して憎悪と紛争に対抗するために全力を尽くさなければならない。人の尊厳は、マイノリティを含めて隣人を尊重することによって確保されるのであり、政府が人権尊重を約束することも不可欠である。難民の悲劇が増え、イデオロギーが二極化する今、難民を温かく受け入れ、様々な人々と団結すべきであり、難民の尊厳と彼らの人権を完全に認めなければならない。2016年に国連難民高等弁務官事務所は「難民とともに」キャンペーンを開始した。すべての人々にこの取組みを支持してもらいたい。

人権理事会 女性差別、人身売買を討議

2018/06/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、女性差別に関する作業部会議長、人身売買に関する特別報告者が発言した。女性差別に関する討議で発言者は、女性・少女の権利は前進したものの、今なお侵害はなくなること、女性の人権の普遍的適用に反対が高まっており、女性の人権侵害が不処罰になっていること、あらゆるジェンダー差別の効果的撤廃のために法的枠組みの強化が必要であること、文化的伝統を利用して女性の人権、意思決定、身体に関わる自己決定権の否定が正当化されてはならないことを強調した。人身売買に関して発言者は、政府と市民社会は人身売買対策の成功例をまとめる必要があること、人の大規模な移動が見られる世界で、国際犯罪と人身売買は多大な利益を生むビジネスになっていること、人身売買撲滅のために協力して犯罪網の解体に取り組む必要があること、移住者・難民支援は人権中心のアプローチの下で行われなければならないことを主張した。

人権理事会 人身売買に関する専門家が発言

2018/06/21

国連人権高等弁務官事務所

人身売買に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。複合移住の中で人身売買がしばしば行われているが、被害者や潜在的被害者が早期に発見され、支援されることは稀である。人身売買の被害者の早期発見、保護、適切なサービスの紹介は、大規模な移住者流入における優先事項と捉えられていない。移住者は、経由国や目的国で人身売買など様々な搾取にさらされる。労働市場での移住者の搾取は文化的に受け入れられている場合もある。虐待的な採用などを防止し、難民・移住者が正規の労働市場にアクセスできるようにするための緊急・効果的な措置が必要である。また、移住者の強制送還に関しては、その決定前に人身売買の危険性と被害を特定する手続が必要である。人身売買の危険にさらされている移住者の発見が第一であり、次に適切なサービスに紹介がなされて、最終的に受け入れた社会に包摂されることを目指さなければならない。

ビジネスと人権に関する作業部会議長の発言

2018/06/21

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会議長が、21日の責任ある企業行動に関するOECD世界フォーラム、22日の人権理事会への報告書提出の前に発言した。内容は以下のとおり。今こそ世界の政策策定者は、貿易を通して人権を尊重するビジネスの推進を主導すべき時である。貿易の促進は国の経済発展戦略の重要な部分であるが、人権に大きな悪影響をもたらす場合もあることに十分な注意が払われていない。政府は貿易に関わる企業に対して様々な支援を行っている。例えば、貿易派遣団に参加する企業を選定し、海外の大使館の通商担当官を通じて企業のための輸出促進やマーケティングを行っている。政治リスクの補償、見本市の援助のほか、政府高官が大規模な海外プロジェクトに入札する企業を応援することもある。特に輸出信用のために莫大な資金を拠出している。政府は、支援する開発プロジェクトの人権への悪影響を防止するために、さらなる資金の拠出を行うべきである。

人権理事会 女性に対するオンライン暴力に関するパネル

2018/06/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は 21 日の午後の会合で、デジタル空間における女性人権擁護活動家・女性団体に対する暴力に関するパネルディスカッションを行った。ゼイド人権高等弁務官は、女性はオンライン上で頻繁にハラスメントや脅迫を受けており、女性人権擁護活動家・女性団体の信用を傷つけるキャンペーンも行われていると指摘した。女性に対する暴力に関する特別報告者は、オフラインでの人権はオンラインでも保護されなければならないと述べた。他のパネラーは、欧州では 900 万人の少女が 15 歳までにオンライン上の暴力を受けており、世界ではオンライン上のハラスメントを受ける女性は男性の 27 倍に上ると述べた。討議では、デジタル技術の誤用は、しばしばオフラインでの暴力も増幅させること、ジェンダーに対応したデジタルリテラシー教育が学校で行われるべきであることなどが主張された。

人権理事会 女性差別に関する作業部会が報告書を提示

2018/06/22

国連人権高等弁務官事務所

女性差別に関する作業部会の報告書が人権理事会に提示された。報告書の内容は以下のとおり。保守主義の政治イデオロギーや原理主義的信仰と結びついて、世界中で女性の権利を押し戻そうとする動きが拡大している。女性の権利向上と完全平等が遅々として進まないどころか、女性が苦勞して勝ち得た成果が覆されかねない。女性差別が撤廃されない状況は決して許されず、常態化してはならない。ジェンダー平等に対して多くの障壁がある中で、最も深刻なのは家族、文化、性・生殖の健康に関わる分野であり、女性が最大のバックラッシュに直面しているのはこの分野である。これら分野での根強い差別によって、生活のあらゆる側面で平等な立場を主張する女性の力が弱められている。国際社会に対して、ジェンダー平等を前進させ、現在のバックラッシュに対抗するよう求める。また、妨害を受けつつも勇気を持ち続ける世界中の女性の人権擁護活動家を称賛したい。

人権理事会 情報通信技術に関わる女性の権利に関するパネル

2018/06/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、女性の権利に関するパネルディスカッションが行われ、情報通信技術へのアクセス・参加による経済分野での女性の権利向上が討議された。人権副高等弁務官は、情報通信技術は女性の権利にとってプラスにもマイナスにも作用し、正しい環境の下では女性・少女の人権実現をもたらす鍵となるものであること、利用可能な情報通信技術によって、女性・少女の保健サービス・雇用が促進され、彼女らが社会的・政治的・経済的に包摂されうることなどを指摘した。パネラーは、女性のインターネット利用率は男性よりも10%少なく、この格差は先進国では縮小しつつあるが、後発開発途上国では拡大していること、女性のインターネット利用を阻む主な要因は金銭的負担にあることなどを主張した。討議では、情報技術へのアクセスの障壁は、しばしばオフラインでのジェンダー不平等によって強化されていることなどを指摘した。

人権理事会 極度の貧困、国内避難民の問題を討議

2018/06/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、極度の貧困、国内避難民に関する特別報告者がそれぞれ発言した。国内避難民に関する特別報告者は、過去 20 年間に国内避難民は倍増し、国内避難民に関する指導原則は今なお人権に基づいた取組みに不可欠な枠組みであること、彼らのニーズを人道・開発政策に組み込まなければならないことなどに言及した。極度の貧困に関する討議では、極度の貧困問題の解決には人権に基づいた多面的な取組みが必要であること、貧困者の窮状を救う鍵となるのは社会保護プログラムであり、社会保護に関して政府と人権機関は IMF と緊密に協力し、その活動を精査しなければならないことなどが主張された。国内避難民に関する討議では、紛争・自然災害により国内避難民が増加しているが、彼らがますます支援の届きにくい脆弱層になっているために、人道支援が困難になっていることなどが指摘された。

人権理事会 多国籍企業、裁判官・弁護士の独立を討議

2018/06/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権と多国籍企業に関する作業部会議長が発言し、各国政府に対して、ビジネスと人権に関する指導原則遵守を企業が約束することを企業への援助の前提条件とするよう促した。裁判官・弁護士の独立に関する特別報告者も発言し、各国政府に対して、司法の独立を確保するために、裁判官会議のような国家機関を設置するよう求めた。続いて行われた討議で発言者は、貿易を促進し、人権に優しい貿易環境を整備する政府の役割を強調し、貿易における人権侵害に関して企業の責任を追及することが急務であると主張した。また、司法の独立の重要性を指摘し、司法と法曹を政治的圧力から保護する必要があると述べた。さらに、裁判官会議のような機関は司法制度と法の支配を保護する要として重要であるが、汎用型モデルはなく、設立する際には各国の特異性が考慮されなければならないと述べた。

人権理事会 事務総長などの報告書の提示、人権に関する一般討論

2018/06/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、人権副高等弁務官が事務総長・人権高等弁務官・人権高等弁務官事務所の 14 のテーマ別報告書を提示した。報告書のテーマは、子ども・早婚・強制婚、ジェンダー平等の促進・実現への男性・少年の関与、女性に対する暴力撤廃支援基金の活動、移住者・国内避難民の保護の欠落、「持続的開発目標」達成への健康の権利の寄与、国際機関・地域機関への市民社会の関与、企業による人権の尊重、人権理事会の活動への議会の貢献、普遍的定期審査参加支援基金、普遍的定期審査実施のための経済的・技術的支援基金などであった。続いて、すべての人権に関する一般討論が行われた。発言者は、人権理事会の人権への選択的取組みと地域的偏重によって、その高邁な理想が損なわれていると指摘し、移住者の劣悪な処遇、オンライン・オフラインでのメディアの自由の制限、憎悪と不寛容の高まり、女性・少女に対する差別などに懸念を示した。

人権理事会 国内避難民に関するパネル

2018/06/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午後の会合で、国内避難民に関する指導原則 20 周年を記念して、国内避難民の人権に関するパネルディスカッションを行った。人権高等弁務官事務所の代表は、紛争・暴力・人権侵害によって 4 千万人が住居を追われていること、彼らを保護するために、人道活動の推進、開発・人権・治安・政治関係者の交流が必要であることを指摘した。アフリカ人権委員会委員は、国内避難民の問題はアフリカ連合加盟国のうち 35 カ国に関わっており、アフリカには約 3 千万人の国内避難民が存在すると述べた。討議では、指導原則採択から 20 年を経てもなお、国際社会は国内避難民の防止・削減・対処のための努力を怠っていること、国内避難民に対する国連全体の取組みが急務であること、国内避難民の状況は見過ごされており、国内レベルに重点を置いて国内避難民の具体的解決策を見出し、彼らの参加を確保する必要があることなどが主張された。